

みやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県（以下「県」という。）は、近年中の襲来が予想される大規模地震による被害を減ずるため、市町村が実施する指定避難所の耐震診断に要する経費について、予算の範囲内において、当該市町村に対し、みやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定避難所 市町村地域防災計画に基づき指定された指定避難所で、市町村が耐震診断を行う市町村有の施設又は民間の施設をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象)

第3 補助金の交付対象となる指定避難所（以下「対象指定避難所」という。）は、県内に存し、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された指定避難所
- (2) 過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていない指定避難所

(補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、耐震診断の実施及び耐震診断結果報告書の作成に要する費用とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、第4に規定する経費の3分の1以内の額かつ市町村が負担する額の2分の1以内の額で1棟当たり限度額800,000円とする。

2 補助金総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書

- (2) 予算議決書（見込み可）の写し
- (3) 申請建築物が市町村地域防災計画に基づき指定された指定避難所であることが確認できる書類

（交付の条件）

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

なお、補助事業が予定の期間内に完了しない場合の報告様式は別記様式第4号によるものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施結果表
- (2) 補助金交付決定通知書の写し
- (3) 委託契約書の写し
- (4) 市町村の検査復命書
- (5) 耐震診断の結果が分かる書類

3 第1項の補助事業実績報告書は、当該補助事業の完了の日又は廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の確定後に交付するものとする。

（年度終了実績報告）

第10 市町村は、補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月20日までに別記様式第6号により、当該年度の年度終了実績報告書を提出しなければならない。

（指導監督等）

第11 知事は市町村に対し、交付対象事業に関して、必要に応じて報告若しくは資料の提出を求め、又は補助事業の円滑な遂行を図るため、必要な指示をすることができる。

（状況報告）

第12 市町村は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があつた時には速やかに様式第7号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第13 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成21年度から平成24年度の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成26年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

みやぎ指定避難所耐震診断助成事業
補助金交付申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長 名

年度において、みやぎ指定避難所耐震診断助成事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、みやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容 事業計画書等のおり

2 事業計画

(1) 事業件数 件

(2) 事業(予定)期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 事業の費用 円

3 補助金の算出の基礎
事業計画書による

(添付書類)

- ・ 事業計画書
- ・ 予算議決書の写し(見込み可)
- ・ 申請建築物が市町村地域防災計画に基づき指定された指定避難所であることが確認できる書類

みやぎ指定避難所耐震診断助成事業
計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金の交付決定の通知のあったみやぎ指定避難所耐震診断助成事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 交付変更額

交付決定額	円
差引増減金額	円
交付変更申請金額	円

(添付書類)

- ・事業計画書
- ・予算議決書の写し（見込み可）

みやぎ指定避難所耐震診断助成事業
中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金の交付決定の通知のあったみやぎ指定避難所耐震診断助成事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（中止の場合）
- 3 今後の見通しと対策（中止の場合）

みやぎ指定避難所耐震診断助成事業
完了予定期日変更報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金の交付決定の通知のあったみやぎ指定避難所耐震診断助成事業について、完了期日を変更したいので、下記のとおり報告します。

記

- 1 変更前の完了予定期日
- 2 変更後の完了予定期日
- 2 変更の理由

みやぎ指定避難所耐震診断助成事業
実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金の交付決定の通知のあったみやぎ指定避難所耐震診断助成事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額

_____ 円

2 実績補助金額

_____ 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

(添付書類)

- ・事業の実施結果表
- ・補助金交付決定通知書の写し
- ・委託契約書の写し
- ・市町村の検査復命書
- ・耐震診断の結果が分かる書類

みやぎ指定避難所耐震診断助成事業
年度終了実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金の交付決定の通知のあったみやぎ指定避難所耐震診断助成事業の平成年度における実績について、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1	交付決定内容	補助対象経費 交付決定額	円 円
2	年度実績	補助対象経費 交付決定額	円 円
3	翌年度繰越分	補助対象経費 交付決定額	円 円
4	補助金不要額		円
5	補助事業の実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

(添付書類)

- ・繰越計算書の写し
- ・その他知事が必要と認める書類

みやぎ指定避難所耐震診断助成事業
状 況 報 告 書

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市 町 村 長 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎ指定避難所耐震診断助成事業補助金の交付決定の通知のあったみやぎ指定避難所耐震診断助成事業の実施状況について、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記